

阿見町スズメバチ駆除費補助金交付要綱

平成 24 年 1 月 17 日

阿見町告示第 3 号

(趣旨)

第 1 条 町は、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣の早期発見及び早期駆除を促進し、もって町民の安全確保を図るため、スズメバチの巣を駆除した者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その補助金については、阿見町補助金等交付規則(昭和 51 年阿見町規則第 6 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科に属するものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱による補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合には、この限りでない。

- (1) スズメバチが営巣している町内の土地若しくは建物の所有者、管理者又は賃借する個人であること。
- (2) 申請日において阿見町税条例(昭和 53 年条例第 1 号)に規定する町税を滞納していないこと。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、スズメバチの巣の駆除処理 1 件につき、当該駆除処理に要した費用の 2 分の 1 の額(当該補助金の額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とし、1 万 5 千円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、スズメバチの巣の駆除処理が終了した後に、阿見町スズメバチ駆除費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) スズメバチの巣の駆除処理に要した費用の領収書の写し
- (2) スズメバチの巣の駆除前及び駆除後の現場が確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、スズメバチの巣の駆除処理を実施した日から 1 箇月以内にするものとする。

(補助金の交付決定)

第 6 条 町長は、前条の交付申請について審査し、補助金の交付を決定したときは、阿見町スズメバチ駆除費補助金交付決定及び額の確定(却下)通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 申請者は、前条の交付決定の通知後、阿見町スズメバチ駆除費補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求があったときは、申請者に対して速やかに補助金を交付しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条第1項に規定する実績報告の提出は、スズメバチの巣の駆除処理を実施したことを証する書類の提出をもってこれに代えるものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、状況調査を行い、又は申請者に対して必要事項について報告を求めることができる。

(補助金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、その全額又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。